

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月20日
【会社名】	株式会社ナガワ
【英訳名】	NAGAWA Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 修
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
【電話番号】	(03)5288-8666(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 新村 亮
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
【電話番号】	(03)5288-8666(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 新村 亮
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2019年6月18日開催の当社第55回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2019年6月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役11名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了となります。

つきましては、取締役11名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

インターネットの普及に鑑み、法務省令の定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、提供したものとみなすことができるよう現行定款第15条につき所要の変更を行うものであります。

第3号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭といたします。

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金60円（普通配当25円、特別配当35円）

なお、配当総額は923,418,960円。

剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月19日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目とその金額

別途積立金 1,800,000,000円

減少する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金 1,800,000,000円

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役9名及び監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額65,000,000円（取締役分57,800,000円、監査役分7,200,000円）を支給することといたしたいと存じます。その按分等につきましては、取締役分については取締役会に、監査役分につきましては、監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 取締役11名選任の件					
高橋 修	135,591	185	-	(注)1	可決 99.86
井上 俊範	135,686	90	-	(注)1	可決 99.93
菅井 賢志	135,688	88	-	(注)1	可決 99.94
新村 亮	135,685	91	-	(注)1	可決 99.93
高橋 学	135,688	88	-	(注)1	可決 99.94
久納 正義	135,685	91	-	(注)1	可決 99.93
山本 敏朗	135,684	92	-	(注)1	可決 99.93
濱野 新大	135,686	90	-	(注)1	可決 99.93
木之瀬 幹夫	135,683	93	-	(注)1	可決 99.93
猪岡 修治	135,662	114	-	(注)1	可決 99.92
西田 英樹	134,936	840	-	(注)1	可決 99.38
第2号議案 定款一部変更の件	135,724	52	-	(注)2	可決 99.96
第3号議案 剰余金処分の件	135,330	446	-	(注)1	可決 99.67
第4号議案 役員賞与支給の件	133,098	2,678	-	(注)1	可決 98.03

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上